

函館市教育振興基本計画について

1 策定の根拠

教育基本法

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方公共団体の教育振興基本計画の策定については、

- ▶ 国の教育振興基本計画を参酌し、
- ▶ 地域の実情に応じて、
- ▶ 地方公共団体における教育振興基本計画を策定するよう努めるとされている。

2 地域の実情と計画策定について

- ▶ 函館市においては、人口減少が進行している。
 - 自然減と社会減が同時に進行している。（「函館市人口ビジョン（概要版）」参照）
 - 年少人口の割合が他都市と比較して低い（「函館市の現状について」参照）
- ▶ 新たな枠組みによる計画策定の必要性
 - 函館市義務教育基本計画（H20～H29）の計画期間が終了し、後継となる計画が必要となる。
 - 社会環境の変化、国の政策の変化などにより、縦や横との関わりの中での教育が重要視されてきている。

社会環境の変化 = 科学通信技術の進歩、ライフスタイルの変化など

縦 = 幼稚園から生涯にわたるまでの教育

横 = 学校、地域、企業、NPO、研究機関、市、道、国など

こうした実情を踏まえて、函館市教育振興基本計画の策定を行うこととし、中・長期的な函館の教育のあり方を検討し、計画に反映するため、本協議会を設置した。

3 協議の方向性について

(1) 函館の高等学校教育のあり方検討協議会の論点整理

- ▶ 「函館市の将来、まちづくりの視点からのアプローチ」の必要性
- ▶ 地域課題意識を含めた系統的な「キャリア教育の充実」の必要性
- ▶ 高等教育機関自給率を高めるとともに、地域人材を育てる「高等教育機関との連携」の必要性

(2) 函館市教育振興基本計画策定の基本方針（議論の前提）

- ▶ 高等学校教育のあり方検討協議会での論点整理
- ▶ 国の教育振興基本計画を参酌して策定
- ▶ 第3期計画策定の前提条件も参酌（中教審の今後の議論を注視しつつ）

(3) 協議の共通テーマ

- 2つのデザイン
- 1 地域から教育を，教育から地域をデザインする
 - 2 未来の先行投資としての教育をデザインする

(4) 協議の視点（柱）

- 「まちづくり」の視点
- 「教育における多様性の尊重」の視点
- 「縦の接続」の視点

* 広い視点から順に，第1回から第3回の会議で協議を進める。

(5) 今後の協議の流れ

- 平成28年度
- 1 3つの視点からの協議を進める（第1～第3回）
（全5回）
 - 2 3つの視点の協議を基本的方向性に集束させていく（第3回）
 - 3 計画素案の骨子を協議する。
〔基本的方向性・目指す人間像（共通理念）・基本的方策の骨格〕（第4回）
 - 4 計画素案のたたき台を協議する。（第5回）
- 平成29年度
- 1 計画素案を協議する。（第1回）
（全4回予定）
 - 2 計画（案）を協議・とりまとめを行う（第2～第3回）
 - 3 パブリックコメントの結果報告等（第4回）